

(2022年1月20日改、1月28日改)

(2020年6月11日改、10月14日改、2021年5月11日改)

(2020年4月2日初版、4月15日改、5月22日改、5月25日改、6月8日改)

コベルコビジネスパートナーズ株式会社

技術技能研修部

技術研修センターにおける衛生管理上の留意事項をまとめた「新型コロナウイルス感染症に関する行動ガイドライン」を改訂(赤線下線部)しましたので、十分に注意して感染症対策に万全を期すようご理解、ご協力をお願いします。

## 新型コロナウイルス感染症に関する行動ガイドライン

### 1. 構内での感染症防止対策について

#### (1) 換気の徹底

研修室、実習室などでは、密閉空間にならないよう、換気扇がある場合は必ず換気扇を回すとともに、研修中であってもこまめな換気を実施するようにしてください。

例えば、2ヶ所の窓を同時に開ける、あるいは、研修中30分に1回は窓および廊下側ドアを数分以上開けるなどして換気を徹底してください。

本館の一部や、建物の構造上、研修室の窓を開けることができない場合は、換気扇を回し、研修室入口のドアを開けばなしにする等して常に換気してください。

#### (2) 近距離での会話や発話等の際のマスクの使用

マスクは各自で持参し、研修中や実習中など構内で着用してください。また、研修中だけでなく、原則、飛沫を飛ばさないようマスクを装着してください。

十分な座席の間隔を確保してください。(できるだけ2mを目安に、最小1mが確保できない時は飛沫防止の対応をしてください。)

講師もマスク着用を原則とし、最前列には着席をさせないなど、発声時に飛沫が飛散しないよう離れて話をする等の工夫をしてください。

受講生が聴き取りやすいよう講義中は適宜マイク等を使用することも考えてください。

#### (3) 手洗いの徹底、検温、健康管理

研修前や休憩時間には、石鹸と流水による手洗いを励行してください。アルコール消毒液は、各棟及び研修室に設置しています。

毎朝、検温して頂き、研修開始前には「体調確認チェックシート」の記入をしてください。

#### (4) 施設の消毒

研修室の扉(ノブ、引手)、テーブルは、研修実施後に消毒してください。

教材使用後には手洗いをするようにしてください。

### 2. 昼食時の食堂利用について

#### (1) 食堂での列の並び方について

食堂では、昼食を受け取るまでに長い列ができる可能性があります。その場合も濃厚接触を避けるため、前の人との間隔を1m程度空けて並ぶようにしてください。

また、列に並ぶ際はできるだけお互いに話しかけないようにしてください。

#### (2) アルコール消毒の徹底

食堂では、入口横に石鹸と水道で手洗いができる洗面台もありますので、流水で手洗いを行うこともできます。手を拭くハンカチを持参してください。

各自がトレイを取る前に、アルコール消毒液が置いてありますので、必ず手指の消毒を行ってからトレイを取るようにしてください。

#### (3) 食堂での着席方法

昼食時は、限られた時間帯に大勢の受講生や講師が集中するため、濃厚接触の危険性が高くなります。そのため、食堂では、着席する際に向い合せや濃厚接触にならないよう、間隔を空けるのと併せて、対面形式で座らないように椅子を間引いています。この着席方法にご理解、ご協力をお願いします。

飛沫感染を防止するため、食事中は、黙食を徹底し短時間で食事を終えるようにしてください。

#### (4) 利用時間の分散化について

食堂は、月～金 11:30～13:00 が利用時間となっています。昼前後の時間(11:50～12:10)が一番込み合いますので、時間帯をずらして昼食を摂れるように調整していますので、時間を守っていただくようご協力をお願いします。

### 4. 感染の疑いがある場合の対応について

#### (1) 発熱などの症状がある場合

① 朝から発熱などの風邪の症状がみられるときは、受講を控え休養してください。

② 途中から、倦怠感や発熱が発生した場合は、講師へ伝えるとともに、本館1Fの事務所まで連絡下さい。その後の受講ができない場合がありますので、指示に従ってください。

③ 症状によってはインフルエンザの可能性もあるため、まずはインフルエンザの検査を行うため、各自で医療機関を受診し、インフルエンザでないことが判明した場合は、当該医療機関の指示にしたがうこと。

医療機関では、新型コロナウイルスの可能性がある場合、検査ができる他の医療機関を紹介することがあります。

④ 感染が疑われる時期から当日までの範囲を特定し、研修室及び高頻度で触れた物品を消毒する。なお、保健所等より指示がある場合にはその指示に従う。

⑤ 次の症状がある場合は、「発熱等受診・相談センター」に相談してください。

1) 風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が続く場合

(ただし、37.5℃は目安であり、平熱を基準として発熱の判断を行うこと)

2) 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合

なお、以下のような方は重症化しやすいため、この症状が出た場合には、「発熱等受診・相談センター」へすぐに相談してください。

・高齢者

・糖尿病、心不全呼吸器疾患(COPD 等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方

・免疫抑制剤や抗がん等を用いている方

■ 新型コロナ健康相談コールセンター【24 時間受付】

電話番号 078-362-9980(専用ダイヤル)

■ 発熱等受診・相談センター 加古川健康福祉事務所

電話番号 079-422-0002(平日 9 時 00 分～17 時 30 分)

■ 厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター

電話番号 0120-761770 (平日・土日・祝日 9 時～21 時)

⑥ 「発熱等受診・相談センター」に相談の結果、新型コロナウイルスの感染の疑いある場合には、同センターの指示に従ってください。

(2) 感染が判明した場合、又は感染者の濃厚接触者に特定された場合

新型コロナウイルス感染症に罹患したことが確認された場合は、入院又は自宅療養となります。

感染者の濃厚接触者に特定された場合も外出禁止となり、期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して7日間となります。

(3) 医療機関を受診する際及び、その後の経過状況につきましては、弊社 技術技能研修部まで電話にて連絡をしてください。

(4) 具体的な対応については、別途「感染症連絡フロー図」に示しています。

■ コベルコビジネスパートナーズ株式会社

技術技能研修部

電話番号 0794-35-1966

以上

## 参考サイト

### ■厚生労働省

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

### ■国立感染症研究所

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-corona/9305-corona.html>

### ■新型コロナウイルス感染症対策本部

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/taisaku\\_honbu.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html)

### ■兵庫県 感染症

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/life/cate3\\_140.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/life/cate3_140.html)

### ■文部科学省 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00029.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html)

窓口など「くらしの情報を掲載します。

### ■医療に関する相談

#### ・兵庫県新型コロナ健康相談コールセンター

TEL 078-362-9980

#### ・厚生労働省

TEL 0120-761770 (9～21 時)

#### ・神戸市の健康相談専用窓口

TEL 078-322-6250(24 時間対応)

### ■医療以外の相談

#### ・兵庫県まん延防止重点措置コールセンター

TEL 078-362-9921 (平日 9～18 時、11、12 日は開設)

**【対象研修】**

技術技能研修部で開催する全ての研修。但し、兵庫県職業能力開発協会主催の受講者への連絡は協会に一任する。

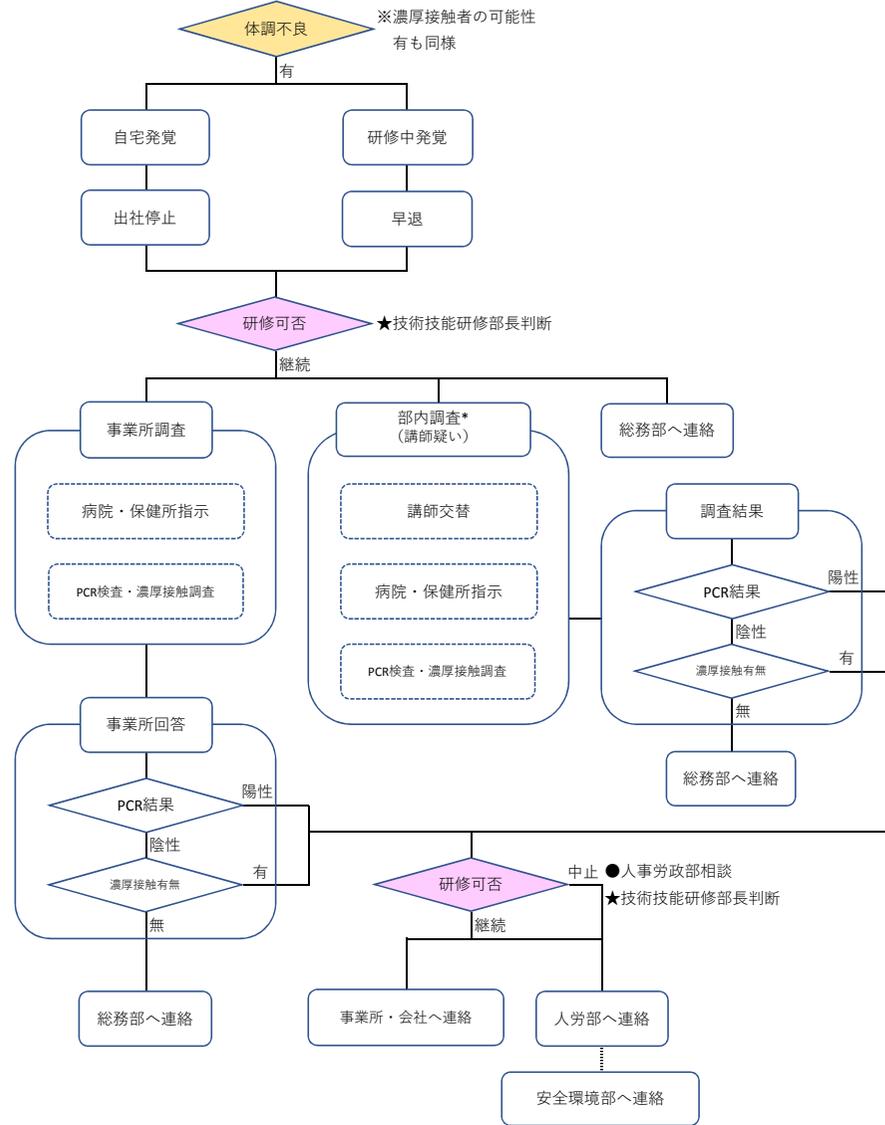
**【連絡体制】**

企画Gr→総務部  
企画Gr→受講事業所  
受講会社  
企画Gr→人事労政部

**【局面での判断】**

人事労政部と相談の上、技術技能研修部長が判断・指示を发出する。

**【体調不良者発覚】**



**\* 部内調査**

濃厚接触者の該当有無を調査します

濃厚接触者とは、陽性となった人と一定の期間に接触があった人をいいます。（厚生労働省のHPより）

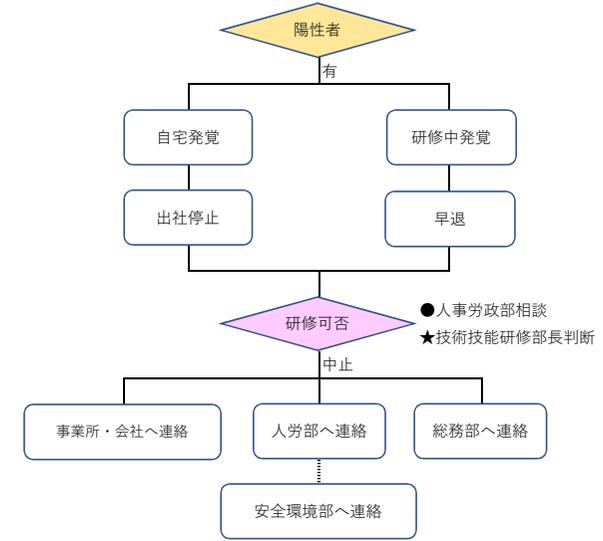
ここでいう一定の期間は、症状のある人では症状出現から2日前、症状のない人では検体採取時から2日前の期間です。

この期間に、以下の条件に当てはまる人を濃厚接触者といいます。

- 陽性者と同居している人
- 陽性者と長時間接触した人（車内、航空機内などを含む。機内は国際線では陽性者の前後2列以内の列に搭乗していた人、国内線では周囲2m以内に搭乗していた人が原則）
- 適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護もしくは介護していた人
- 陽性者の気道分泌液や体液などの汚染物質に直接接触した可能性が高い人
- マスクなしで陽性者と1m以内で15分以上接触があった人

ただし、これはあくまで原則であり、あらゆる状況を聞き取ったうえで保健所が総合的に判断します。

**【陽性者発覚】**



**【濃厚接触者発覚】**

